# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

君津市長

### 公表日

令和6年8月1日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務				
②事務の概要	君津市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業実施要綱及び君津市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活への様々な影響を受けている低所得の子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、実施するもの。				
③システムの名称	住基基幹システムMISALIO、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能				
2. 特定個人情報ファイル	名				
子育て世帯生活支援特別給付	寸金ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の101の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4				
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	健康こども部こども政策課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	君津市健康こども部こども政策課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1128				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年6月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に		重点項目記	平価書又は全項		価書及び 価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	țネットワークシス <del>・</del>	テムを通し	た入手を除く	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	ムを通じた提供			]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[ ]接続	しない(入手)		]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ	れている れている	
8. 監査							
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ]	外部監	
9. 従業者に対する教育・程	<b>答</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ	ている	ている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	令和4年7月1日	令和5年6月30日	事後	
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の計数時点	令和4年7月1日	令和5年6月30日	事後	
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の計数時点	令和4年7月1日	令和5年6月30日	事後	